

## 間接経費に関する具体的な実施事例

競争的資金の間接経費の使用にあたっては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の「4. 間接経費運用の基本方針」において、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それにのっとり計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保することが求められています。

下記のとおり、具体的な実施事例を作成いたしましたので、参考として下さい。

### ①間接経費の使用方針等の作成

「使用方針等」とは、機関の長が定めた若しくは承認した間接経費の使用に関するもの

(例)

- ・使用方針等が定められた規程・内規や機関の長が定めた文書等 (※)
- ・機関の長が承認した毎年度の予算配分計画等

※使用方針等が定められた規程・内規や機関の長が定めた文書等において定める事項 (例)

○目的・趣旨

使用方針等の策定の目的・趣旨

○間接経費の使途

機関における間接経費の具体的な使途等

○執行

機関における間接経費の配分方法等

その他、機関における間接経費の使用に関して必要な事項を定める

### ②間接経費の使用の確認

「使用の確認」とは、機関において、研究者が間接経費を直接経費に充当しないようチェックする体制・仕組みを講じ、運用していること

(例)

- ・間接経費の使用目的を明確にしたうえで研究者に配分し、決算時に間接経費が直接経費に充当されていないか確認している等
- ・研究者からの請求にあたり、事務局にて直接経費に充当していないか確認している等

### ③研究者に対する間接経費の趣旨及び使途の説明

「趣旨及び使途の説明」とは機関において研究者に機関としての間接経費の使用方針及びその使途について説明又は周知していること

(例)

- 科研費公募予定者に対する説明会や科研費採択者に対する個別説明の際に説明
- 科研費採択者等への一斉メールにて周知
- 機関内のローカルウェブに間接経費の趣旨及び機関における用途を掲示し、当該掲示をしたことを科研費採択者等にメール等にて周知